

8 県及び警察の相談窓口と事業概要

知事部局と山形県警察における相談窓口と各種事業の概

事業名	犯罪被害者総合相談窓口
実施主体	山形県交通事故相談所（山形県犯罪被害者総合相談窓口） 【所在地】 山形市松波二丁目8番1号（県庁1階） 【電話】 【電話】023-630-3047
県の関係課等	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2429
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者に関する総合的な相談活動を実施することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る。</p> <p>○対象者 犯罪被害者、または、その家族など</p> <p>○相談内容 ・必要な情報提供、助言及び指導 ・必要に応じ、県及び市町村の関係部署、その他犯罪被害者等の支援に関する業務を所掌する関係機関への斡旋</p> <p>○相談受付時間 ・月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) ・午前9時から午後4時</p> <p>○相談方法 ・電話相談及び面接相談</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	交通事故相談
実施主体	山形県交通事故相談所 【所在地】山形市松波二丁目8番1号（県庁1階） 【電話】023-630-3047 山形県交通事故相談所庄内支所 【所在地】東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 （庄内総合支庁1階） 【電話】0235-66-5452
県の関係課等	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2429
支援の種類	相談
事業内容	○概要 交通事故に関する相談活動を実施するとともに、これに付随する交通事故被害者援護活動の促進を図ることにより交通事故被害者の福祉の向上に寄与する。 ○対象者 交通事故の被害者、加害者、またその家族など ○相談内容 ・損害賠償請求、保険請求手続に関すること ・示談の仕方や訴訟調停の利用方法等 ・関係機関等への斡旋 ○相談受付時間 ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時から午後4時まで ○相談方法 ・電話相談及び面接相談 ・アドバイザー（専門の弁護士）派遣事業の活用 ○相談料 無料

事業名	外国人相談窓口業務																			
実施主体	山形県国際交流センター ((公財) 山形県国際交流協会に業務を委託) 【所在地】 山形市城南町一丁目 1-1 霞城セントラル 2階 【電話】 023-646-8861 (相談窓口直通電話)																			
県に 関係 機関	商工観光部 観光交流局経済交流課 国際室 【電話】 023-630-2129																			
支援の種類	相談																			
事業内容	<p>○概要 在住外国人を対象に、生活全般にわたる様々な問題について相談に応じる。</p> <p>○対象者 在住外国人、在住外国人の家族等</p> <p>○対応言語 英語、日本語、中国語、韓国・朝鮮語 ポルトガル語、タガログ語</p> <p>○相談日時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>言語</th> <th>曜日</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語、日本語</td> <td>火曜日～土曜日</td> <td>10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>火曜日・金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮語</td> <td>木曜日・土曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>ポルトガル語</td> <td>水曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>タガログ語</td> <td>金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>○相談方法 電話相談及び面接相談 【専用電話】 023-646-8861</p> <p>○相談料 無料</p>		言語	曜日	時間	英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00	中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00	韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00	ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00	タガログ語	金曜日	10:00～14:00
言語	曜日	時間																		
英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00																		
中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00																		
韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00																		
ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00																		
タガログ語	金曜日	10:00～14:00																		

事業名	男女共同参画センターの相談事業
実施主体	山形県男女共同参画センター 【所在地】山形市緑町一丁目2番36号 【電話】023-629-7751
県の関係室等	子育て推進部 若者支援・男女共同参画課 男女共同参画担当 【電話】023-630-2694
支援の種類	相談
事業内容	<p>①一般相談 ライフステージに応じた女性の生き方、家族・人間関係等、女性に限らず、広く生活全般にわたる悩みについての相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 火～金 9:00～17:00 <li style="padding-left: 2em;">土・日・祝日 13:00～17:00 <li style="padding-left: 2em;">(月曜日・毎月第3日曜日・年末年始のぞく) ・相談専用電話 023-629-8007 <p>②男性ほっとライン 男性からの仕事や人間関係の悩みの相談について、男性相談員が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎月第1・第2・第3水曜日 年末年始のぞく) <li style="padding-left: 2em;">19:00～21:00 ・相談専用電話 023-646-1181 <p>③専門相談 弁護士、カウンセラー等による法律相談、こころの相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 <li style="padding-left: 2em;">第2・4木曜日(祝日のぞく) 14:00～16:00(無料・要予約) ・こころの相談 <li style="padding-left: 2em;">第2・4土曜日 14:00～16:00(無料・要予約) ※ 予約先 相談専用電話 023-629-8007 <p>④キャリアカウンセリング キャリアカウンセラーによる相談者の状況に応じた就職、転職、起業などに関する相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="padding-left: 2em;">毎月の第1土曜日 13:00～(無料・要予約) ※ 予約先 023-629-7751

事業名	生活福祉資金貸付制度																
実施主体	(社福) 山形県社会福祉協議会 【所在地】 山形市小白川町二丁目3番31号 【電話】 023-622-5805																
県の関係室等	健康福祉部 地域福祉推進課 【電話】 023-630-2269																
支援の種類	貸付																
事業内容	<p>○概要 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立を目的に、県社会福祉協議会が実施する低利の貸付事業</p> <p>○内容</p> <p>1 資金種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>資金内容</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉資金 (福祉費)</td> <td>生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 障がい者のための自動車購入経費等 住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金</td> <td>連帯保証人 有 ⇒ 無利子 連帯保証人 無 ⇒ 年1.5%</td> </tr> <tr> <td>福祉資金(緊急小口資金)</td> <td>低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>教育支援資金</td> <td>高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 償還期間 資金種類により異なり、据置期間(2か月～6か月)後、3か月～概ね20年以内</p> <p>3 貸付限度額 資金種類により異なるが、10万円(福祉費(緊急小口資金))～460万円(福祉費(福祉資金))</p>		資金種類	資金内容	利子	総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費		福祉資金 (福祉費)	生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 障がい者のための自動車購入経費等 住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金	連帯保証人 有 ⇒ 無利子 連帯保証人 無 ⇒ 年1.5%	福祉資金(緊急小口資金)	低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	無利子	教育支援資金	高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費	
資金種類	資金内容	利子															
総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費																
福祉資金 (福祉費)	生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 障がい者のための自動車購入経費等 住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金	連帯保証人 有 ⇒ 無利子 連帯保証人 無 ⇒ 年1.5%															
福祉資金(緊急小口資金)	低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	無利子															
教育支援資金	高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費																

事業名	児童虐待に係る相談
実施主体	中央児童相談所 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1195 庄内児童相談所 【所在地】鶴岡市道形町49-6 【電話】0235-22-0790
県の関係課等	子育て推進部 子ども家庭課 児童養護担当 【電話】023-630-2260
支援の種類	相談、一時保護、措置、里親
事業内容	○概要 児童虐待を含む児童の福祉に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談について相談に応じ、必要な援助を行います。 ○対象者 子ども本人、家族、関係機関 ○相談内容 児童虐待及び児童相談全般 ○相談受付時間 中央児童相談所 023-627-1195 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 最上駐在 0233-29-1281 (月～金 8:30～17:15) 置賜駐在 0238-26-6032 (月～金 8:30～17:15) 庄内児童相談所 0235-22-0790 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 子ども女性電話相談 023-642-2340 (毎日8:30～22:00(年末年始を除く)) ○相談方法 面接相談及び電話相談 ○相談料 無料

事業名	婦人保護事業
実施主体	山形県福祉相談センター（婦人相談所） 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1196
県の関係課等	子育て推進部 子ども家庭課 母子父子福祉担当 【電話】023-630-2267
支援の種類	相談・保護・自立支援
事業内容	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVなどの相談を受け付け、助言・指導を行います。 ・緊急保護が必要な女性を一時保護します。 ・様々な困難を抱える女性を保護し、自立を支援します。 <p>○対象者</p> <p>DV被害者、生活困窮者などの要保護女子</p> <p>○業務(相談)時間</p> <p>8:30～17:15(土・日曜日、祝日年末年始除く)</p> <p>○相談方法</p> <p>電話及び来所 ※相談無料</p>

事業名	配偶者暴力相談支援センター
実施主体	山形県福祉相談センター (婦人相談所：中央配偶者暴力相談支援センター) 各総合支庁福祉主管課（地域 配偶者暴力相談支援センター）
県の関係課等	子育て推進部 子ども家庭課 母子父子福祉担当 【電話】023-630-2267
支援の種類	相談・支援
事業内容	<p>○概要 配偶者からの暴力についての相談、情報提供、保護命令制度の利用についての援助を行います。婦人相談所では、必要に応じ一時保護やその他必要な支援を行います。</p> <p>○対象者 配偶者からの暴力被害者</p> <p>○相談受付時間 8：30～17：15（土・日曜日、祝日年末年始を除く） 子ども女性電話相談 8：30～22：00（年末年始を除く毎日）</p> <p>○相談方法 電話及び来所 ※相談無料</p> <p>○連絡先</p> <p>県福祉相談センター（婦人相談所） 山形市十日町一丁目6-6 tel 023-627-1196</p> <p>県村山総合支庁生活福祉課 寒河江市大字西根字石川西 355 tel 0237-86-8212</p> <p>県最上総合支庁子ども家庭支援課 新庄市金沢字大道上 2034 tel 0233-29-1274</p> <p>県置賜総合支庁福祉課 米沢市金池七丁目1-50 tel 0238-26-6030</p> <p>県庄内総合支庁子ども家庭支援課 三川町大字横山字袖東 19-1 tel 0235-66-4759</p> <p>子ども女性電話相談 tel 023-642-2340</p>

事業名	精神保健福祉相談（心の健康相談）
実施主体	<p>村山総合支庁保健企画課（村山保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】 山形市十日町一丁目6-6 【電話】 023-627-1184</p> <p>最上総合支庁地域保健福祉課（最上保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】 新庄市金沢字大道上2034 【電話】 0233-29-1266</p> <p>置賜総合支庁地域保健予防課（置賜保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】 米沢市金池三丁目1-26 【電話】 0238-22-3015</p> <p>庄内総合支庁地域保健福祉課（庄内保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】 三川町大字横山字袖東19-1 【電話】 0235-66-4931</p>
県の関係課等	<p>健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】 023-630-2240</p>
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 こころの健康(うつ病などの精神疾患や心の不調など)に関する相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師や保健師による相談 ・医療機関や福祉機関等の情報提供 ・家庭訪問による健康管理活動 <p>○対象者 本人又はそのご家族の方</p> <p>○相談内容 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科の受診や医療に関する相談 ・精神的な症状や心の不調があった場合の対応に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健・青年期のひきこもりに関する相談 ・その他精神保健福祉に関する相談 </p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>○相談方法 電話相談、面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	精神保健福祉相談 心の健康相談ダイヤル（心の健康相談）
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課等	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 精神保健全般に関する相談に応じております。 （心の健康相談、思春期精神保健に関する相談、アルコール・薬物関連問題に関する相談、自死遺族相談等）</p> <p>○対象者 本人又はそのご家族の方、および関係者</p> <p>○相談内容 ・精神科の受診や医療に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健に関する相談 ・自死遺族相談 等</p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時</p> <p>○相談方法 電話相談（専用 TEL 023-631-7060） 面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料ですが、診療は有料となります。</p>

事業名	ひきこもり相談支援窓口 「自立支援センター巣立ち」
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課等	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○概要 青年期のひきこもりに関する相談に応じております。 ○対象者 ひきこもりの状態にある本人又はそのご家族の方、 および関係者 ○相談内容 主に義務教育終了後から青年期のひきこもりに関する相談 ○相談受付時間 月・火・木・金曜日の午前9時から午後零時、午後1時～午後5時 ○相談方法 電話相談（専用 TEL 023-631-7141） 面接相談（来所による相談は予約制） ○相談料 無料

事業名	障がい者虐待に関する相談事業	
実施主体	山形県障がい者権利擁護センター 【所在地】 山形市松波二丁目 8 番 1 号 【電話】 023-630-2148	
県の関係課等	健康福祉部 障がい福祉課 【電話】 023-630-2317	障がい福祉支援担当
支援の種類	相談	
事業内容	○相談内容 障がい者虐待に関する相談 ○相談受付時間 毎週月～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時	

事業名	山形県中小企業労働相談事業																			
実施主体	山形県商工労働観光部 雇用対策課 各総合支庁産業経済部産業経済企画課																			
県の関係課等	商工労働観光部 雇用対策課 【電話】023-630-2378																			
支援の種類	相談																			
事業内容	<p>○概要 採用や解雇、賃金や労働時間・退職金等の労働条件など、労働全般に関する諸問題について、具体的、個別的な相談に応じ、適切な示唆、助言、関係機関の紹介を行っています。</p> <p>○対象者 労働者、使用者どなたでも構いません。</p> <p>○窓口等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁雇用対策課</td> <td>山形市松波2-8-1</td> <td>023-630-2378</td> </tr> <tr> <td>村山総合支庁 産業経済企画課</td> <td>山形市鉄砲町2-19-68</td> <td>023-621-8438</td> </tr> <tr> <td>最上総合支庁 産業経済企画課</td> <td>新庄市金沢字大道上2034</td> <td>0233-29-1310</td> </tr> <tr> <td>置賜総合支庁 産業経済企画課</td> <td>米沢市金池7-1-50</td> <td>0238-26-6097</td> </tr> <tr> <td>庄内総合支庁 産業経済企画課</td> <td>東田川郡三川町横山字袖東 19-1</td> <td>0235-66-5491</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受付時間：平日8時30分～17時15分</p> <p>・相談方法：電話、面談、電子メール ※電子メールの入力フォームは山形県ホームページ「やまがた労働情報」に掲載。</p> <p>・総合支庁では特定の曜日に社会保険労務士が相談に応じます。</p> <p>火曜日 置賜総合支庁 13:00～16:30 水曜日 村山総合支庁 13:00～16:30 木曜日 最上総合支庁 13:00～16:30 金曜日 庄内総合支庁 13:00～16:30</p> <p>○その他 相談料は無料。相談内容など個人の秘密は守られます。</p>		窓口	住所	電話番号	県庁雇用対策課	山形市松波2-8-1	023-630-2378	村山総合支庁 産業経済企画課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438	最上総合支庁 産業経済企画課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310	置賜総合支庁 産業経済企画課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6097	庄内総合支庁 産業経済企画課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491
窓口	住所	電話番号																		
県庁雇用対策課	山形市松波2-8-1	023-630-2378																		
村山総合支庁 産業経済企画課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438																		
最上総合支庁 産業経済企画課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310																		
置賜総合支庁 産業経済企画課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6097																		
庄内総合支庁 産業経済企画課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491																		

事業名	犯罪被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 〔村山地域〕霞城セントラル22階 〔最上・置賜・庄内地域〕各総合支庁建設部建築課内
県の関係課等	県土整備部 建築住宅課 公営住宅担当 【電話】023-630-2637
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者で従前の住宅に居住することが困難となった者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者 県営住宅への入居資格を有する犯罪被害者及びその家族・遺族</p> <p>○窓口時間及び電話番号 (県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産) 〔村山地域〕火曜日から日曜日(年末年始を除く) 10:00～18:00 【電話】023-647-0781 〔最上地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116 〔置賜地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332 〔庄内地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p>

事業名	DV被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 〔村山地域〕霞城セントラル22階 〔最上・置賜・庄内地域〕各総合支庁建設部建築課内
県の関係課等	県土整備部 建築住宅課 公営住宅担当 【電話】023-630-2637
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要</p> <p>DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者</p> <p>県営住宅への入居資格を有しており、下記の要件を満たす者</p> <p>① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>○窓口時間及び電話番号</p> <p>(県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産)</p> <p>〔村山地域〕火曜日から日曜日(年末年始を除く) 10:00～18:00 【電話】023-647-0781</p> <p>〔最上地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116</p> <p>〔置賜地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332</p> <p>〔庄内地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p>

事業名	高等学校等奨学金貸与事業			
実施主体	山形県教育庁 高校教育課 経理奨学金担当 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-2052			
県の関係課等	実施主体に同じ			
支援の種類	無利子貸付			
事業内容	○概要 勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するために、奨学金の貸与を行います。			
	○対象者、資格要件、貸与月額			
		区分	特別貸与奨学金	育英奨学金
		貸与対象者	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)及び高等専門学校の生徒	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)の生徒
	貸与資格	人物	学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること	同左
		学力	なし	学習成績が中程度以上
		家計	世帯全員の収入の合算額が生活保護基準で算出した額の1.5倍以下であること	主たる生計維持者及びその配偶者の収入の合算額が山形県で定める基準額(旧日本育英会準拠)以下であること
		住所地	扶養者が県内に住所を有すること	同左
		貸与月額	公立等 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円	

事業名	生徒指導総合連携推進事業
実施主体	山形県教育庁 義務教育課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-3054
県の関係課等	実施主体に同じ
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要 精神的に不安定な児童生徒を対象にカウンセリングを行います。</p> <p>○対象者 事故等の諸般の事情で精神的に不安定になった児童生徒及び保護者</p> <p>○内容 カウンセリング</p> <p>○方法 市町村教育委員会の要請に応じて、スクールカウンセラー（精神科医、臨床心理士）を、各学校に派遣する。</p>

事業名	スクールカウンセラー派遣事業
実施主体	県立高等学校（全校）
県の関係課等	教育庁 高校教育課 生徒指導担当 【電話】023-630-2869
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要</p> <p>生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する臨床心理士、精神科医等をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の心の悩みに答えるとともに、教職員や保護者への助言・支援を行うことで、学校におけるカウンセリング機能を高めている。</p> <p>○対象者と内容</p> <p>ア 生徒へのカウンセリング イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ウ 生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 エ その他</p> <p>○スクールカウンセラーの配置形態</p> <p>不登校、問題行動等の実態に加え、発達障がい等、特別な配慮を必要とする生徒数等も総合的に勘案し、最重点校 13 校、重点校 11 校、一般校 18 校を指定し、きめ細やかな対応に資する。</p> <p>【最重点校】（13 校） 1 日当たり 4 時間の業務時間、年間 23 回派遣</p> <p>【重点校】（11 校） 1 日当たり 4 時間の業務時間、年間 18 回派遣</p> <p>【一般校】（18 校） 1 日当たり 4 時間の業務時間、年間 12 回派遣</p>

事業名	犯罪被害給付制度													
実施主体	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）													
県の関係課等	実施主体に同じ													
支援の種類	給付金支給													
事業内容	<p>○概要 故意の犯罪行為による不慮の死亡、重傷病または障がいという重大な被害を受けたにもかかわらず、十分な公的救済や加害者からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、精神的・経済的被害の緩和を図ることを目的としています。</p> <p>○対象となる犯罪被害 日本国内または、日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた生命または身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重傷病または障がい。</p> <p>○給付金の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族給付金</td> <td>亡くなられた被害者の第一順位の遺族に対する給付金</td> </tr> <tr> <td>重傷病給付金</td> <td>重傷病（加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1ヶ月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人に対する給付金</td> </tr> <tr> <td>障害給付金</td> <td>障がいの残った被害者本人に対する給付金</td> </tr> </table> <p>○給付金の算定方法・支給額</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族給付金</td> <td>最高額 2,964万5千円～320万円</td> </tr> <tr> <td>重傷病給付金</td> <td>負傷または疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分（上限：120万円）</td> </tr> <tr> <td>障害給付金</td> <td>最高額 3,974万4千円～18万円</td> </tr> </table>		遺族給付金	亡くなられた被害者の第一順位の遺族に対する給付金	重傷病給付金	重傷病（加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1ヶ月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人に対する給付金	障害給付金	障がいの残った被害者本人に対する給付金	遺族給付金	最高額 2,964万5千円～320万円	重傷病給付金	負傷または疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分（上限：120万円）	障害給付金	最高額 3,974万4千円～18万円
遺族給付金	亡くなられた被害者の第一順位の遺族に対する給付金													
重傷病給付金	重傷病（加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1ヶ月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人に対する給付金													
障害給付金	障がいの残った被害者本人に対する給付金													
遺族給付金	最高額 2,964万5千円～320万円													
重傷病給付金	負傷または疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分（上限：120万円）													
障害給付金	最高額 3,974万4千円～18万円													

○支給を受けられる人	
遺族給付金	下記のうち、第一順位となる遺族（順位は番号順） (1) ①配偶者（事実婚も含む） (2) 被害者の収入により生計を維持していた②子 ③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 (3) (2)に該当しない⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
重傷病給付金	被害者本人
障害給付金	
<p>○給付金の支給制限</p> <p>親族間の犯罪や被害者にも原因がある場合は、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。</p>	
<p>○公的給付金の調整</p> <p>労災保険などの公的補償を受ける場合や損害補償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。</p>	
<p>○支給裁定の申請</p> <p>給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請します。警察署にお問い合わせください。</p>	
<p>○申請の制限</p> <p>犯罪行為による死亡、重傷病または障がいの発生を知ってから2年を経過したとき、または当該死亡、重傷病または障がいが発生してから7年を経過したときは給付金を申請することができません。</p> <p>ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなど、やむを得ない理由により、期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から6ヶ月以内に申請することができます。</p>	
<p>○仮給付金の申請</p> <p>犯人不明、治療が長期に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付を支給しています。</p>	

事業名	犯罪被害者等生活資金貸付制度
実施主体	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者対策室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課等	実施主体に同じ
支援の種類	生活資金の貸付
事業内容	<p>○概要</p> <p>国が支給する「犯罪被害者等給付金」により、返済していただくことを条件に、30万円を上限として、山形県警察が無利子で貸付を行う制度です。</p> <p>○貸し付け対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者 2 「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方、あるいはこれから裁定申請をしようとしている方 3 被害時に、被害者ご本人またはご遺族の方の住所が山形県にあった方 4 生活保護を受けていない方 5 遺族の場合、亡くなられていた方の収入によって生計をたてていた方 </div> <p>○償還期限</p> <p>次のような収入があった場合は、その翌日から30日以内に返済していただくことになります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金が支給された場合 2 貸付けを受けた金額以上の損害賠償金等が支払われた場合 3 貸付けを受けた金額以上の法令による給付金等が支払われた場合 </div> <p>※ 犯罪被害の発生を知った日から1年以上が経過すると、貸付申請を受けることができなくなります。</p>

事業名	被害者支援員制度
実施主体	各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
支援の種類	早期支援
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強姦等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げなど、被害に遭われた方々に支援が必要と思われる事件が発生したとき、警察では、事件や事故の捜査を行う一方で、被害者ご本人やそのご家族に対して、被害者支援員(警察職員)を指定して支援活動を行います。</p> <p>○具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察による事情聴取や実況見分など捜査活動への付添い ・病院の手配や医師への説明 ・刑事手続きに関する説明 ・自宅等への送迎 ・相談等への対応 ・再被害防止に関する助言 ・民間支援団体、カウンセラー、他の公的機関等の紹介 <p>※ 性犯罪の女性被害者等が女性による支援を要望なされる場合は、事情聴取等の捜査活動も含め、女性警察官(職員)が被害者支援を担当します。</p>

事業名	被害者連絡制度
実施主体	各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
支援の種類	情報提供
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強姦等の身体犯やひき逃げ、危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な事件が発生した場合、捜査の初期段階において、被害者の方々に刑事手続きや犯罪被害者支援に関する各種制度をまとめた『被害者の手引き』をお渡ししたり事件概要や捜査の経過等について、適宜お知らせします。</p> <p>○連絡する内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続きの流れや犯罪被害者を支援する制度に関すること ・捜査の状況に関すること ・加害者の検挙状況に関すること ・加害者を逮捕した場合、その処分に関すること </div> <p>※ 被害者支援員が上記の連絡を行う場合もあります。</p>

事業名	公費負担制度	
実施主体	各警察署	
県の関係課等	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）	
支援の種類	経済支援	
事業内容	○概要 身体に対する故意の犯罪により負傷されたり、被害者の方が亡くなられた場合に、医療費用等の一部を公費で負担し、被害者の方々の経済的な負担を軽減します。	
	○公費で負担する内容	
	ご家族を亡くされた方	死体検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用 ※ 身体を害する故意の犯罪行為により死亡し、司法解剖を行った場合の死体検案書料と司法解剖を行った場所（県内に限る）から遺族が希望する場所（県外の場合は県境まで）までの御遺体の搬送料を支出
	怪我等を負われた方	初診料、診断書料、精神科医初診経費 ※ 身体に対する犯罪で身体的、精神的に被害を受けた方
	性犯罪の被害に遭われた方	初診料、緊急避妊投薬料、人口妊娠中絶費、鑑定資料採取費、精神科医初診経費
※ 負傷の程度により、公費による負担が出来ない場合があります。		

事業名	再被害防止の措置
実施主体	各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
支援の種類	再被害防止
事業内容	<p>○概要</p> <p>被害に遭われた方やそのご家族等が、加害者やその関係者等から再び危害を加えられるおそれがあり、継続的に再被害防止措置を講ずる必要のある場合に実施します。</p> <p>○再被害防止措置の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的なパトロール警戒 ・通報要領・自主警戒の指導 ・加害者の動向把握 ・必要に応じ加害者への警告 </div>

事業名	山形県警察少年サポートセンター事業
実施主体	山形県警察本部、各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 生活安全部 少年課
支援の種類	被害少年等の支援及び保護
事業内容	<p>○概要 被害少年や虐待を受けている児童等の支援・保護及び街頭補導等により、少年の健全育成をサポートします。</p> <p>○少年相談窓口（ヤングテレホンコーナー・少年相談メール窓口） いじめ等でつらい思いをしていること、非行や犯罪に関すること等について、子どもからの相談や保護者の方、一般の方からの相談を24時間受付けています。（相談電話は警察本部及び各警察署に、メール相談窓口は警察本部に開設。（メール相談については、県警本部少年課HP内少年相談コーナーより受付。））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部少年サポートセンター 023 (642) 1777 ・山形警察署 023 (634) 4970 ・上山警察署 023 (672) 8440 ・天童警察署 023 (651) 4970 ・寒河江警察署 0237 (84) 4970 ・村山警察署 0237 (53) 4970 ・尾花沢警察署 0237 (23) 4970 ・新庄警察署 0233 (23) 4970 ・庄内警察署 0234 (45) 1777 ・酒田警察署 0234 (26) 4970 ・鶴岡警察署 0235 (23) 4970 ・長井警察署 0238 (84) 4970 ・小国警察署 0238 (62) 4970 ・南陽警察署 0238 (50) 1777 ・米沢警察署 0238 (26) 4970 <p>○受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 （夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。） メール相談は祝日を除く月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分まで返信します。</p>

事業名	警察相談専用電話の設置
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課等	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談等に対応します。</p> <p>○電話番号 #9110又は023（642）9110</p> <p>○受付時間 24時間</p>

事業名	女性専用相談電話の設置
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課等	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 性的被害に関するさまざまな悩みや困りごとを抱える女性から気軽に相談していただけるように、専門の女性相談員が対応します。</p> <p>○電話番号 023（615）7130</p> <p>○受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分</p>

事業名	暴力団関係相談
実施主体	山形県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係室等	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 暴力団に関する相談や関連情報を24時間受け付けています。</p> <p>○電話番号 023（622）4525</p> <p>○受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 （夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。）</p>

事業名	悪質商法関係相談
実施主体	山形県警察本部 生活安全部 生活環境課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係室等	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 悪質商法やヤミ金融などに関する相談や関連情報を24時間受付けています。</p> <p>○電話番号 023（642）4477</p> <p>○受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 （夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。）</p>

事業名	消費生活相談
実施主体	<p>山形県消費生活センター 【所在地】 山形市松波二丁目8番1号 県庁2階 【電話】 023-624-0999</p> <p>最上消費生活センター 【所在地】 新庄市金沢字大道2034 最上総合支庁1階 【電話】 0233-29-1370</p> <p>置賜消費生活センター 【所在地】 米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁1階 【電話】 0238-24-0999</p> <p>庄内消費生活センター 【所在地】 三川町大字横山字袖東19番1号 庄内総合支庁1階 【電話】 0235-66-5451</p>
県の関係課等	<p>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 くらし安心課 (消費生活センター) 【電話】 023-630-3238</p>
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要</p> <p>1 消費者相談 商品やサービスの契約に関するトラブル、多重債務、商品の安全性や品質など消費生活に係る苦情・相談の受け付け ※ 専門の消費生活相談員からアドバイスをします。 ※ 月一回、弁護士による消費生活法律相談会を開催しています。(無料・要予約)</p> <p>2 消費者啓発・情報発信 消費生活に必要な知識や問題商法などのビデオやDVDなどの資料の貸し出し、リーフレット等資料の作成・配布及び消費生活に関する情報提供。 ※ 消費者啓発に係る各種講座や研修会を開催しており要請により講師を派遣しています。</p> <p>○電話番号 相談専用 023 (624) 0999 啓発担当 023 (630) 3237</p> <p>○受付時間 月曜日～金曜日、午前9時～午後5時 (年末年始、祝日を除く)</p>

9 関係機関等の相談窓口と事業概要

県や市町村以外の犯罪被害者等の相談窓口と事業概要

- (1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要
- (2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

(1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要

<p>公益社団法人 やまがた被害者支援 センター</p>	<p>〈民間被害者支援団体〉</p> <p>専門の相談員が、電話や面接による相談を受け、各種支援制度の紹介や情報提供を行います。 相談内容により、必要に応じて下記の支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面接相談 ○ 警察署、検察庁、裁判所、病院などへの付添い ○ 犯罪被害者等給付金等の申請補助業務 ○ 精神科医等によるカウンセリング など 	
	<p>(公社) やまがた被害者支援センター</p>	
	受付時間等	<p>月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
	所在地	<p>〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内</p>
	電話番号	<p>023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ : 相談電話)</p>
	FAX	023-676-5630
	ホームページ	http://www.yvsc.jp/
	<p>被害者支援相談電話 庄内出張相談所</p>	
	受付時間等	<p>毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</p>
	所在地	<p>〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所)</p>
電話番号	<p>0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります</p>	

公益財団法人
山形県暴力追放
運動推進センター

〈暴力団による被害の救済〉

暴力団による不当な行為の防止及び被害の救済を図る事を目的に、次のような活動を行っています。

- 相談活動（電話・面接・出張相談）
- 各種支援活動
 - ・ 裁判手続費用等の無利子貸付（損害賠償請求訴訟等）
 - ・ 見舞金の支給
- 広報活動等
 - ・ 暴力追放に関する広報活動等

（公財）山形県暴力追放運動推進センター	
受付時間等	月曜日～金曜日 9:00～16:00
所在地	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁本庁舎6階
電話番号	0120-89-3040（相談受付専用電話） 023-633-8930（代表）
FAX	023-676-4140
ホームページ	http://www.y-boutsui.or.jp/

酒田海上保安部

〈海上保安庁の施策と相談窓口〉

- 1 被害者連絡制度（犯罪被害者等への情報提供）
捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等を、捜査上支障のない範囲で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。
- 2 捜査の過程における配慮
 - (1) 犯罪被害者等支援制度
犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件直後から次のような活動をしていきます。
 - ・ 犯罪被害者及びその家族への付き添い
 - ・ 支援制度の説明等
 - (2) 事情聴取における配慮
犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全の確保、精神的負担の緩和に配慮しています。また、性犯罪被害者等に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。
- 3 経済負担の軽減
 - (1) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度
司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担します。
(※ 対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事件取扱い海上保安部にお問い合わせ下さい。)
 - (2) 診断書等の公費負担制度
犯罪被害者の被害に係る診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続きにおける経済的負担の軽減に努めています。

第二管区海上保安本部	
所在地	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1
電話番号	022-363-0111 (代表)

酒田海上保安部	
所在地	酒田市船場町 2-5-43
電話番号	0234-22-1831 (代表)

山形地方検察庁

〈被害者ホットライン〉

【犯罪被害者ホットライン概要】

「被害者ホットライン」は、犯罪の被害に遭われた方が、検察庁へ気軽に相談・問い合わせを行えるように、被害者支援員を配置している全国の検察庁に設置した専用電話です。

【対象者】

犯罪被害に遭われた方など

【詳細】

犯罪被害に遭われた方からの相談・問い合わせに応える専用「被害者ホットライン」に、検察庁の被害者支援員が応答し、支援活動を行っています。

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方からの相談に応じるほか、法廷への案内・付添い、確定記録等の閲覧、証拠品還付などの手助けを行います。

また、刑事事件の処分・裁判結果をお知らせする被害者等通知、加害者の刑事施設における処遇状況等をお知らせする加害者処遇状況等通知、再被害防止のための受刑者釈放予定等通知のほか、刑事裁判への参加、被害回復給付金等の各種制度を案内しています。

山形地方検察庁	
被害者 ホットライン 受付番号等	023-622-5122 (FAX 共通) 平日 9:00～17:00 まで
所在地	山形市大手町1番32号 山形地方検察庁 被害者支援室
電話番号	023-622-5196 (代表)

山形保護観察所

〈犯罪被害者等相談室〉

更生保護における犯罪被害者等施策として、被害者や遺族への制度や手続のための情報提供をしています。

専任の担当者が対応します。それぞれの制度は、利用できる期限が限られます。

また、利用するには申し出のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要です。

○ 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放、仮退院の審理において、意見等を述べることができます。申出手続が必要です。

(申し出ができる人)

- ・ 仮釈放、仮退院の審理の対象になっている加害者の犯罪により被害を受けた方
- ・ 被害を受けた方の法廷代理人
- ・ 被害を受けた方がなくなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹

○ 心情等伝達制度

被害に関する心情をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。申出手続が必要です。

(申し出ができる人)

- ・ 加害者が保護観察に付されている理由になった犯罪等により被害を受けた方
- ・ 被害を受けた方の法廷代理人
- ・ 被害を受けた方が亡くなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹

○ 被害者等通知制度

加害者の保護観察の状況等に関する情報を、希望される被害者の方やご遺族に通知します。

○ 相談・支援

被害者専任の担当者が相談に応じます。

公益財団法人
犯罪被害救援基金

○ 刑務所または少年院に入っている者の被害者等の相談先

東北地方更生保護委員会	
受付時間	平日 8:30～17:15
電話番号	022-221-3540（被害者等専用番号） 022-221-3536（代表）
所在地	仙台市青葉区片平一丁目3番1号 仙台北法務総合庁舎4階

○ 保護観察中の者の被害者等の相談先

山形保護観察所	
受付時間等	平日 8:30～17:15
電話番号	023-631-2431（被害者等専用番号） 023-631-2277（代表）
所在地	山形市大手町1番32号

〈犯罪被害者遺児等に対する学資給与事業〉

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児の学資の給与事業を行っています。原則的に犯罪被害者等給付金を支給されているご家族が対象になります。

○奨学金給与事業

通学先によって給与額が異なりますが、採用時から学業が終了するまで、奨学金を給与します。

（各要件に該当する方を対象）

- ・ 生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のお子さん
- ・ 犯罪被害を受けたとき、主に被害者の収入によって生計維持をしていたお子さん
- ・ 学校に在学し（大学院を除く）、学業、人物ともに優秀で学資の支払いが困難であると認めるお子さん

○生活の指導・相談事業

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努め、保護者、奨学生からの相談を受け付けています。

<犯罪被害者等に対する支援金支給事業>

○支援金支給事業

現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図る公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある方に支援金を支給します。

(公財) 犯罪被害救援基金 電話相談コーナー	
電話番号	03-5226-1021
FAX	03-5226-1023

その他の問い合わせ先

山形県警察本部警務課犯罪被害者支援室

日本司法支援センター
山形地方事務所
(法テラス山形)

〈犯罪被害者支援ダイヤル〉

【法テラスが行う犯罪被害者支援業務】

- 1 情報提供業務
法的トラブルの解決方法や相談窓口がわからない方に対し、身近な司法の相談窓口として、適切な「相談窓口のご案内」や「法制度の紹介」を行います。
- 2 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。
- 3 被害者国選弁護関連業務
 - 被害者参加制度
 - 被害者参加人のための国選弁護制度
 - 被害者参加旅費等支給制度

(10 頁参照)
- 4 民事法律扶助制度 (要件あり)
 - 民事に関する無料法律相談
 - 弁護士費用の立替
- 5 日本弁護士連合会委託援助 (日弁連受託業務)

日本司法支援センター山形地方事務所 (法テラス山形)	
犯罪被害者 支援ダイヤル	0570-079714 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
所在地	山形市七日町二丁目 7-10 NANA BEANS 8 階 日本司法支援センター山形地方事務所 (法テラス山形)
電 話	0503383-5544 平日 9:00～17:00

法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/higaihashien/index.html>

山形県弁護士会**〈犯罪被害者支援センター〉**

犯罪にあわれた被害者の方々に対して、速やかな被害回復その他の法的な支援を行うことを目的として、山形県弁護士会が「犯罪被害者支援センター」を設置しています。犯罪被害にあわれ、どのように対処したらよいか分からないためにお悩みの方はご相談ください。

犯罪被害者支援センター	
受付時間	月～金 午前10時～午後4時 電話相談の申込み
受付番号	023-622-2234
相談	初回のみ 料金無料
所在地	山形市七日町二丁目7-10 NANA BEANS 8階 山形県弁護士会
ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/

山形少年鑑別所**〈被害者等通知制度〉****【概要】**

「被害者等通知制度」における申出受付窓口

【対象者】

少年事件の被害に遭われたご本人等

【詳細】

「被害者等通知制度」に基づき、少年事件の加害者の処遇状況等に関する通知希望の申出の窓口となっています。

山形少年鑑別所	
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休日・祝日は除く)
受付番号	023-642-3444
所在地	山形市小白川五丁目21-25 山形少年鑑別所

山形労働局**〈総合労働相談コーナー〉**

解雇、労働条件の切り下げ、いじめ、嫌がらせなど、事業主と労働者の中で個別労働紛争が増加しています。

こうしたトラブルについては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、労働相談、助言・指導、あっせん等により山形労働局が紛争解決のお手伝いをします。

山形労働局総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	023-624-8226
所在地	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 山形労働局総務部企画室内

山形総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	023-624-6211
所在地	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎4階 山形労働基準監督署内

米沢総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0238-23-7120
所在地	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎3階 米沢労働基準監督署内

庄内総合労働相談コーナー	
--------------	--

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0235-22-0714
所在地	鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎 4階 庄内労働基準監督署内

新庄総合労働相談コーナー	
--------------	--

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0233-22-0227
所在地	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 3階 新庄労働基準監督署内

村山総合労働相談コーナー	
--------------	--

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0237-55-2815
所在地	村山市楯岡笛田 4-1-58 村山労働基準監督署内

※ 上記総合相談コーナーのほか、各労働基準監督署、各ハローワークでもそれぞれの業務に関する相談に応じております。

全国
健康保険協会
山形支部

〈医療保険事業〉

【事業概要】

全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険の事業運営

- ・ 健康保険、船員保険の保険給付
- ・ 健康保険、船員保険の任意継続被保険者の適用
- ・ 保健事業、保険運営の企画 など

【対象者】

協会管掌健康保険の被保険者及び被扶養者

【取り扱う書類について】

- ・ 健康保険関係
健康保険給付（傷病手当金、高額療養費など）申請書
- ・ 任意継続被保険者関係
任意継続被保険者資格取得申出書
- ・ 保険証の再交付関係
健康保険被保険者証再交付申請書
- ・ 保健事業（健診等）関係
生活習慣病予防健診の申込書
特定健康診査受診券の申請書
- ・ 貸付事業に関すること
高額医療費貸付申込書 など

【交通事故などの届出について】

- ・ 相手のある交通事故やけんかなどの治療で保険証をお使いいただく場合には、「第三者行為による傷病届」を提出していただきます。
- ・ 「第三者行為による傷病届」を提出していただくことにより、全国健康保険協会が負担した保険診療分や傷病手当金等の受給分について、当協会が自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）会社や加害者に対して損害賠償請求権を代位取得します。
- ・ 業務中や通勤途中の事故については、労災保険や自賠責保険になりますので、医療機関等にお申し出いただきます。

全国健康保険協会山形支部	
電話番号	023-629-7225
受付時間	平日 8:30～17:15
所在地	〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 全国健康保険協会山形支部

年金事務所

〈厚生年金保険や国民年金についての相談〉

社会保険・年金相談（各年金事務所）

名 称	電話番号	受付時間
山形年金事務所	023-645-5111	月～金
寒河江年金事務所	0237-84-2551	8:30～17:15
新庄年金事務所	0233-22-2050	
鶴岡年金事務所	0235-23-5040	
米沢年金事務所	0238-22-4220	

(2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

<p>公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 山形県支部</p>	<p>〈弁護士による交通事故相談〉</p> <p>交通事故の損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談斡旋を行います。面接相談をした後に、示談斡旋に適する事案か否かを弁護士が判断したうえで、申込手続をしていただきます。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部</th> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>023-635-3648</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金曜日 午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>面接相談時間</td> <td>火・金曜日 午後零時～午後5時 (ただし、予約受付のみ)</td> </tr> <tr> <td>面接相談</td> <td>5回まで無料 (1回30分)</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>http://www.yamaben.or.jp/</td> </tr> </table>	(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部		電話番号	023-635-3648	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時	面接相談時間	火・金曜日 午後零時～午後5時 (ただし、予約受付のみ)	面接相談	5回まで無料 (1回30分)	ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/
(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部													
電話番号	023-635-3648												
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時												
面接相談時間	火・金曜日 午後零時～午後5時 (ただし、予約受付のみ)												
面接相談	5回まで無料 (1回30分)												
ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/												
<p>公益財団法人 交通事故紛争処理 センター仙台支部</p>	<p>〈交通事故に関する紛争の解決〉</p> <p>交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的に全国10箇所に拠点を設け活動しています。当事者間で損害賠償などの問題について解決が図れないときは、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。電話でお問い合わせください。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(公財) 交通事故紛争処理センター仙台支部</th> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11階</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>022-263-7231</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>022-268-1504</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>http://www.jcstad.or.jp/</td> </tr> </table>	(公財) 交通事故紛争処理センター仙台支部		所在地	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11階	電話番号	022-263-7231	FAX	022-268-1504	ホームページ	http://www.jcstad.or.jp/		
(公財) 交通事故紛争処理センター仙台支部													
所在地	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11階												
電話番号	022-263-7231												
FAX	022-268-1504												
ホームページ	http://www.jcstad.or.jp/												

一般財団法人
自賠責保険・共済
紛争処理機構

〈自動車事故に関する紛争の解決〉

自賠責保険金・共済金の支払いについて、支払いの適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払い内容についての調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

○ 紛争処理

自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払い内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料（郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担）です。

・ 対象要件等

自動車事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）またはその代理人

○ 相談業務

自動車事故による被害者等からの相談に応じています。

・ 対象要件等

自賠責保険、自賠責共済に関する事項に限ります。

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
電話番号	0120-159-700
受付時間	9 時～12 時、13 時～17 時（平日）
F A X	03-5296-5035
ホームページ	http://www.jibai-adr.or.jp/

独立行政法人
自動車事故対策機構
(NASVA)

〈交通事故被害者等に対する支援〉

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や指導・助言、療護施設の設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

1 NASVA療護施設

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者※1）専門の療護施設（NASVA療護センター及びNASVA委託病床※2）が、NASVAにより、全国7か所で設置・運営されています。

これらの療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

※1 自力移動・摂食、意思疎通、意味のある発語が不可能など、一般には植物状態という言葉で理解されている障害です。

※2 NASVA委託病床とは、NASVA療護センターに準じた治療・看護を行う療護施設機能病床を、一般病院に委託しているものをいいます。

〈療護センター療護施設機能委託病床〉

- ・千葉療護センター（ベッド数 80 床）
千葉県千葉市美浜区磯辺 3 - 30 - 1 【TEL 043-277-0061】
- ・東北療護センター（ベッド数 50 床）
宮城県仙台市太白区長町南 4 - 20 - 6 【TEL 022-247-1171】
- ・岡山療護センター（ベッド数 50 床）
岡山県岡山市北区西古松 2-8-35 【TEL 086-244-7041】
- ・中部療護センター（ベッド数 50 床）
岐阜県美濃加茂市古井町下古井 630 【TEL 0574-24-2233】
- ・社会医療法人医仁会中村記念病院（ベッド数 12 床）
北海道札幌市中央区南 1 条西 14 【TEL 011-231-8555】
- ・社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院（ベッド数 20 床）
福岡県久留米市津福本町 422 【TEL 0942-35-3322】
- ・大阪府泉大津市立病院（ベッド数 16 床）
大阪府泉大津市下条町 16-1 【TEL 0725-20-6922】



	<p>2 介護料支給</p> <p>【支援概要】</p> <p>自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について、常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>ア 自賠責保険（共済）において、後遺障がい等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方</p> <p>イ 自損事故等により自賠責保険（共済）による後遺障がい等級の認定をうけていない方（後遺障がい認定通知を紛失された方を含む）であって、次のいずれの要件も満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アと同程度の障がいを受けたと認められる方 ・事故後 18 ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方 <p>※ ただし、労災・介護保険等法令に基づく介護料に相当する給付を受給したとき等は支給対象外となります。</p> <p>3 生活資金貸付</p> <p>自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。</p> <p>① 交通遺児等貸付</p> <p>自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方の子に対する貸付</p> <p>② 不履行判決等貸付</p> <p>自動車事故による被害者の方で確定判決や和解等によっても損害賠償を受けられない方に対する貸付</p> <p>③ 後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付</p> <p>自動車事故により後遺障がいが残った方で、その後遺障がいについて自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障がいについての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付</p> <p>④ 保障金一部立替貸付</p> <p>ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付</p>
--	---

4 相談業務

- ① 介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
- ② 交通遺児の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じます。
- ③ 交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

(独)自動車事故対策機構 山形支所	
-------------------	--

電話番号	023 - 609 - 0500
------	------------------

NASVA交通事故被害者ホットライン	
--------------------	--

電話番号	0570-000738 IP 電話からは、03 - 5909 - 2961
------	--

受付時間等	午前9時～午後5時 (土日、祝日、年末年始を除く)
-------	------------------------------

公益財団法人
交通遺児育英会

〈交通遺児等に対する学資の貸与〉

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

○ 奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。

※申込時 29 歳までの方

○ 専門窓口

応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)

03-3556-0773 (奨学課・直通)

(公財) 交通遺児育英会

所在地等	〒102-0093 千代田区平河町二丁目 6-1 平河町ビル 3 階
電話番号	03-3556-0771
F A X	03-3556-0775
ホームページ	http://www.kotsuiji.com/

公益財団法人
交通遺児等育成基金

〈交通遺児等への基金〉

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、満19歳になるまで定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度。

【対象要件】

交通事故により死亡された遺族であって、満16歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

（公財）交通遺児等育成基金	
所在地	〒103-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
電話番号	0120-16-3611 03-5212-4511
FAX	03-5212-4512
ホームページ	http://www.kotsuiji.or.jp/

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター東北
（損害保険相談・紛争解決サ
ポートセンター）

〈損害保険・交通事故全般に関する相談〉

損害保険に関する一般的なご相談や自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談等をお受けします。

日本損害保険協会そんぽADRセンター東北 （損害保険相談・紛争解決サポートセンター）	
相談日	月曜日～金曜日（土・日・祝日及び12月30日～1月4日を除く） 9:15～17:00
弁護士相談 （事前予約）	毎月第2火曜日 13:00～16:00 会場：山形市内
所在地	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-15 （太陽生命仙台ビル9階）
電話番号	ナビダイヤル（全国共通）0570-022808 IP・PHSからは（直通）022-745-1171
ホームページ	http://www.sonpo.or.jp/

山形県交通安全母の会

〈交通遺児激励事業〉

1 事業概要

県内に居住する満 18 歳まで（18 歳に達した日に属する学年の末日まで）の者で、交通事故のため当該交通事故の発生の日から 1 年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる者を失った、若しくは当該事故のための父母等が生計を維持できない程度の心身障害になった者の子に対し激励金を給付するものです。

2 給付内容

- ① 激励見舞金
- ② 勉学等奨励金
- ③ 入学祝金
- ④ 卒業祝金
- ⑤ 高等学校奨学金

3 給付金額

激励見舞金	遺児の発生した世帯 1 世帯につき 50,000 円を支給。 ただし、遺児が複数ある場合は、2 人目以降は 1 人につき 30,000 円を加算して給付
勉学等奨励金	遺児 1 人につき年額 35,000 円を給付
入学祝金	該当する遺児 1 人につき 30,000 円を給付
卒業祝金	該当する遺児 1 人につき 30,000 円を給付
高等学校奨学金	該当する遺児 1 人につき 60,000 円を給付

4 問い合わせ先

山形県交通安全母の会連合会（くらし安心課内）	
電話番号	023-630-2196
受付時間	平日 8:30～17:15
所在地	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 山形県交通安全母の会連合会事務局

(資料編)

◆ 犯罪被害等に関する相談窓口一覧

◎ 犯罪被害に関する総合的な相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等支援に関する具体的な相談窓口の紹介等	県くらし安心課 犯罪被害者総合相談窓口	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
犯罪被害者に関する相談	県警察本部警務課 犯罪被害者支援室	023-626-0110	24 時間
事件や事故の被害に関する相談	山形地方検察庁 被害者ホットライン	023-622-5122	月～金 9:00～17:00
犯罪被害支援に関する相談・ 情報提供（相談窓口、裁判手 続、支援制度、精通している弁 護士の紹介など）	日本司法支援センター （法テラス） 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
法的トラブルに関する情報提供 等	日本司法支援センター山形地方事務所 （法テラス山形）	0503383-5544	月～金 9:00～17:00
犯罪被害者に関する相談	山形県弁護士会 犯罪被害者支援センター	023-622-2234	月～金 10:00～16:00

◎ 犯罪被害者支援に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者支援 電話相談、弁護士や臨床心理士等 による面接相談、裁判所や病院等 への付添いなどの直接支援、犯罪 被害者等給付金申請の補助、被害 者自助グループへの支援など	公益社団法人 やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金 10:00～16:00 （年末年始・祝日除く）
		庄内出張相談所 0234-43-0783	毎週水曜日 10:00～16:00 （年末年始・祝日除く）

◎ 身近な不安や犯罪に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
身近な不安や犯罪に関する相談	県警察本部警察安全相談室	#9110 または 023-642-9110	24 時間
	最寄りの警察署生活安全課、交番、駐在所		
	女性専用相談電話 （県警察本部警察安全相談室）	023-615-7130	

◎ 女性に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
女性を中心としての悩み・相談等	県男女共同参画センター 「チェリア相談室」	023-629-8007	火・水・木・金 9:00～17:00 土・日・祝 13:00～17:00 (月曜日、毎月第3日曜日 年末年始を除く)
DVに関する相談	県福祉相談センター (婦人相談所)	023-627-1196	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212	
	最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274	
	置賜総合支庁福祉課	0238-26-6027	
	庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759	
子どもと家族、女性に関する相談	子ども女性電話相談 (県福祉相談センター)	023-642-2340	8:30～22:00 (年末年始を除く)
ストーカー、DVに関する相談	県警察本部生活安全企画課 子ども・女性等安全対策室	023-626-0110	24 時間

◎ 子どもに関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
児童虐待等に関する相談	県庄内児童相談所	0235-22-0790	月～金 8:30～17:15 (緊急の場合は毎日 24 時間 対応しています。)
	県中央児童相談所	023-627-1195	
	最上駐在	0233-29-1281	月～金 8:30～17:15
	置賜駐在	0238-26-6032	月～金 8:30～17:15
子どもと家族、女性に関する相談	子ども女性電話相談 (県福祉相談センター)	023-642-2340	8:30～22:00 (年末年始を除く)
いじめ・不登校・子育てなど教育に関する悩み・相談	県教育センター 教育相談ダイヤル	023-654-8181	月～金 8:30～20:30 (来所予約 8:30～17:00) 土・日・祝 8:30～17:30
	いじめ相談ダイヤル	023-654-8383	24 時間
少年の悩みごと、非行に関する相談	ヤングテレホンコーナー (県警察本部少年課)	023-642-1777	24 時間 (メール相談は、祝日 を除く、月～金 8:30～ 17:15 までに返信)
	少年相談メール窓口	県警察本部少年課HP より受付しています。	
	県内 14 警察署のヤングテレホンコーナー		

◎ 障がい者に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
障がい者虐待に関する相談	山形県 障がい者権利擁護センター	023-630-2148	月～金 8:30～17:00

◎ 在住外国人のための相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
外国人の生活全般の相談	山形県国際交流センター	023-646-8861	英語・日本語 火～土 10:00～17:00 中国語 火・金 10:00～14:00 韓国・朝鮮語 木・土 10:00～14:00 ポルトガル語 水曜日 10:00～14:00 タガログ語 金曜日 10:00～14:00

◎ 悪徳商法等に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
消費生活に関する相談	県消費生活センター	023-624-0999	月～金 9:00～17:00
	県最上消費生活センター (最上総合支庁内)	0233-29-1370	
	県置賜消費生活センター (置賜総合支庁内)	0238-24-0999	
	県庄内消費生活センター (庄内総合支庁内)	0235-66-5451	
悪質商法等に関する相談	悪質商法相談コーナー (県警察本部生活環境課)	023-642-4477	24 時間

◎ 交通事故に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
交通事故に関する相談	県交通事故相談所 (県庁内)	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
	県交通事故相談所庄内支所 (庄内総合支庁内)	0235-66-5452	

◎ 暴力団に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
暴力団に関する相談	暴力団相談コーナー (県警察本部組織犯罪対策課)	023-622-4525	24 時間
	公益財団法人 山形県暴力追放運動推進センター	0120-89-3040	月～金 9:00～16:00

◎ 住宅への入居に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
県営住宅の入居に関する相談	村山地域 (霞城セントラル 22 階)	023-647-0781	10:00～18:00 火曜日～日曜日 (年末年始を除く)
	最上地域 (最上総合支庁内)	0233-23-3116	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
	置賜地域 (置賜総合支庁内)	0238-24-2332	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
	庄内地域 (庄内総合支庁内)	0235-66-3210	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

◎ 仕事に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
労働や雇用に関する相談	山形労働局 総合労働相談コーナー	023-624-8226	月～金 8:30～17:15
	山形総合労働相談コーナー	023-624-6211	
	米沢総合労働相談コーナー	0238-23-7120	
	庄内総合労働相談コーナー	0235-22-0714	
	新庄総合労働相談コーナー	0233-22-0227	
	村山総合労働相談コーナー	0237-55-2815	
	県雇用対策課	023-630-2378	
	村山総合支庁産業経済企画課	023-621-8438	
	最上総合支庁産業経済企画課	0233-29-1310	
	置賜総合支庁産業経済企画課	0238-26-6097	
	庄内総合支庁産業経済企画課	0235-66-5491	

◎ 心の悩みに関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
心の健康、精神保健に関する相談	心の健康相談ダイヤル (精神保健福祉センター)	023-631-7060	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
心の健康に関する相談	村山保健所 精神保健福祉担当	023-627-1184	月～金 8:30～17:15
	最上保健所 精神保健福祉担当	0233-29-1266	
	置賜保健所 精神保健福祉担当	0238-22-3015	
	庄内保健所 精神保健福祉担当	0235-66-4931	
青年期のひきこもりに関する相談	ひきこもり相談支援窓口 「自立支援センター巣立ち」 (精神保健福祉センター)	023-631-7141	月・火・木・金 9:00～12:00 13:00～17:00

◎ 感染症検査に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
HIV、クラミジア、B型・C型肝炎の血液検査に関する相談	村山保健所 地域保健福祉課	023-627-1117	月～金 8:30～17:15
	最上保健所 地域保健福祉課	0233-29-1268	
	置賜保健所 地域保健予防課	0238-22-3002	
	庄内保健所 保健企画課	0235-66-4920	

◆市町村 犯罪被害者等施策担当部局一覧

(平成27年 月 日 現在)

市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
山形市	市民課	990-8540	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212
上市市	福祉事務所	999-3192	上市市河崎 1-1-10	023-672-1111
天童市	社会福祉課	994-8510	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111
山辺町	総務課	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1111
中山町	総務企画課	990-0492	東村山郡中山町大字長崎 120	023-662-4899
寒河江市	市民生活課	991-8601	寒河江市中央 1-9-45	0237-86-2111
河北町	環境防災課	999-3511	西村山郡河北町谷地戊 81	0237-73-2111
西川町	健康福祉課	990-0792	西村山郡西川町大字海味 510	0237-74-2111
朝日町	健康福祉課	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿 1115	0237-67-2156
大江町	健康福祉課	990-1101	西村山郡大江町大字左沢 882-1	0237-62-2285
村山市	市民環境課	995-8666	村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
東根市	生活環境課	999-3795	東根市中央 1-1-1	0237-42-1111
尾花沢市	福祉課	999-4292	尾花沢市若葉町 1-1-3	0237-22-1111
大石田町	町民税務課	999-4112	北村山郡大石田町緑町 1	0237-35-2111
新庄市	環境課	996-8501	新庄市沖の町 10 の 37	0233-22-2111
金山町	町民税務課	999-5402	最上郡金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	町民税務課	999-6101	最上郡最上町大字向町 644	0233-43-2111
舟形町	総務課	999-4601	最上郡舟形町舟形 263	0233-32-2111
真室川町	町民課	999-5312	最上郡真室川町大字新町 127-5	0233-62-2111
大蔵村	危機管理室	996-0212	最上郡大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111
鮭川村	住民税務課	999-5292	最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7	0233-55-2111
戸沢村	危機対策課	999-6401	最上郡戸沢村大字古口 270	0233-72-2152
米沢市	環境生活課	992-8501	米沢市金池 5-2-25	0238-22-5111
南陽市	市民課	999-2292	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
高畠町	生活環境課	992-0392	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-1577
川西町	住民生活課	999-0193	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6616
長井市	総合政策課	993-8601	長井市ままの上 5-1	0238-87-0682
小国町	町民税務課	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70	0238-62-2260
白鷹町	町民課	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-85-6131
飯豊町	住民税務課	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-87-0514
鶴岡市	防災安全課	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111
酒田市	まちづくり推進課	998-8540	酒田市本町 2-2-45	0234-26-5726
三川町	総務課	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田 85	0235-66-3111
庄内町	保健福祉課	999-7781	東田川郡庄内町余目字三人谷地61-1	0234-42-0149
遊佐町	総務課	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211	0234-72-5895

◆市町村 犯罪被害者等施策担当部局一覧

◆労働基準監督署一覧

署名	所在地	電話番号	管轄地域
山形労働基準監督署	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎1階	023-624-6211	山形市、天童市、上山市 寒河江市、山辺町、中山町、 大江町、河北町、朝日町、西 川町
米沢労働基準監督署	米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎	0238-23-7120	米沢市、長井市、南陽市 川西町、高畠町、小国町 飯豊町、白鷹町
庄内労働基準監督署	鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎	0235-22-0714	鶴岡市、酒田市、庄内町 三川町、遊佐町
新庄労働基準監督署	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎	0233-22-0227	新庄市、舟形町、真室川町 金山町、最上町、鮭川村 大蔵村、戸沢村
村山労働基準監督署	村山市楯岡笛田 4-1-58	0237-55-2815	村山市、東根市、尾花沢市 大石田町

◆ハローワーク一覧

名称	所在地	電話番号	受付時間等
ハローワークやまがた	山形市桜町 2-6-13	023-684-1521	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク米沢	米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎 1・2 階	0238-22-8155	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク酒田	酒田市上安町 1-6-6	0234-27-3111	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク鶴岡	鶴岡市道形町 1-13	0235-25-2501	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク新庄	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 1 階	0233-22-8609	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク長井	長井市幸町 15-5	0238-84-8609	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワーク村山	村山市楯岡五日町 14-30	0237-55-8609	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワークさがえ	寒河江市大字西根字石川西 340	0237-86-4221	8:30～17:15(土・日・祝休)
ハローワークプラザやまがた	山形市双葉町 1-2-3 山形テルサ 1 階	023-646-7360	平 日 9:30～18:00 土曜日 10:00～17:00 日・祝休
ハローワークプラザ米沢	米沢市中央 1-3-11 ハートランド 1 階	0238-22-8103	8:30～17:00(土・日・祝休)
ハローワークプラザさかた	酒田市中町 1-14-14 旭ビル 1 階	0234-24-6611	8:30～17:00(土・日・祝休)
ハローワークやまがた 天童ワークプラザ	天童市本町 1-1-2 パルテ 1 階	023-654-5848	9:00～17:00 (土・日・祝・第3月曜休)

◆税務署一覧

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
山形	990-8606	山形市大手町 1-23	023-622-1611 (自動音声案内)	山形市、上山市 天童市、東村山郡
米沢	992-8610	米沢市門東町一丁目 1-9	0238-22-6320 (自動音声案内)	米沢市、南陽市 東置賜郡
鶴岡	997-0033	鶴岡市泉町5-70	0235-22-1401 (自動音声案内)	鶴岡市、東田川郡
酒田	998-8633	酒田市光ヶ丘二丁目 2-36	0234-33-1450 (自動音声案内)	酒田市、飽海郡
新庄	996-0001	新庄市五日町字宮内 241	0233-22-5111 (自動音声案内)	新庄市、最上郡
寒河江	991-0021	寒河江市中央二丁目 2-35	0237-86-2244 (自動音声案内)	寒河江市、西村山 郡
村山	995-8691	村山市楯岡笛田一丁目 9-34	0237-53-2151 (自動音声案内)	村山市、東根市 尾花沢市、北村山 郡
長井	993-0015	長井市四ツ谷一丁目 7-15 長井合同庁舎	0238-84-1810 (自動音声案内)	長井市、西置賜郡

税に関するご相談については、最寄りの税務署にお電話のうえ、自動音声案内に従って電話相談センター（一般相談）若しくは税務署（個別相談）にお問い合わせ下さい。

◆警察署一覧

警察署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
山形警察署	山形市、山辺町、中山町	990-2412	山形市松山 1-1-23	023-627-0110
上山警察署	上山市	991-3134	上山市矢来 3-7-50	023-677-0110
天童警察署	天童市	994-0014	天童市糠塚 2-4-1	023-651-0110
寒河江警察署	寒河江市、河北町、西川町 大江町、朝日町	991-0003	寒河江市大字西根字上川原 228-1	0237-83-0110
村山警察署	村山市、東根市	995-0035	村山市中央 1-2-5	0237-52-0110
尾花沢警察署	尾花沢市、大石田町	999-4231	尾花沢市北町 1-2-5	0237-24-0110
新庄警察署	新庄市、最上町、舟形町 金山町、真室川町、鮭川村 戸沢村、大蔵村	996-0078	新庄市新町 5-19	0233-22-0110
庄内警察署	庄内町	999-7718	東田川郡庄内町余目字滑石 8-1	0234-45-0110
酒田警察署	酒田市、遊佐町	998-0011	酒田市上安町 1-1-1	0234-23-0110
鶴岡警察署	鶴岡市、三川町	997-0013	鶴岡市道形町 20-40	0235-28-0110
長井警察署	長井市、白鷹町、飯豊町	993-0014	長井市小出 3743-3	0238-84-0110
小国警察署	小国町	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町 1-49	0238-62-0110
南陽警察署	南陽市、高島町	999-2221	南陽市櫛塚 1618 番地	0238-50-0110
米沢警察署	米沢市、川西町	992-0051	米沢市城北 2-3-19	0238-26-0110

◆裁判所一覧

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号	
			担当部署	番 号
山形地方裁判所 山形家庭裁判所 山形簡易裁判所	990-8531	山形市旅籠町 2-4-22	代表	023-623-9511
山形地方裁判所新庄支部 山形家庭裁判所新庄支部 新庄簡易裁判所	996-0022	新庄市住吉町 4-27	代表	0233-22-0265
山形地方裁判所米沢支部 山形家庭裁判所米沢支部 米沢簡易裁判所	992-0045	米沢市中央 4-9-15	代表	0238-22-2165
山形地方裁判所鶴岡支部 山形家庭裁判所鶴岡支部 鶴岡簡易裁判所	997-0035	鶴岡市馬場町 5-23	代表	0235-23-6666
山形地方裁判所酒田支部 山形家庭裁判所酒田支部 酒田簡易裁判所	998-0037	酒田市日吉町 1-5-27	代表	0234-23-1234
山形家庭裁判所赤湯出張所 赤湯簡易裁判所	999-2211	南陽市赤湯 316	代表	0238-43-2217
山形家庭裁判所長井出張所 長井簡易裁判所	993-0015	長井市四ツ谷 1-7-20	代表	0238-88-2073